

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	消防局 東・西消防署 救急救助係	
許 認 可 等 名	少量危険物等タンク検査済証の交付	
根 拠 法 令	徳島市火災予防条例施行規則	
根 拠 条 項	第6条第2項	
連 絡 先	徳島市東消防署(電話 656-1195) 徳島市西消防署(電話 631-0119)	
審 査 基 準	基 準	少量危険物等タンクの検査は、徳島市火災予防条例第31条の4第2項第1号、第31条の5第2項第4号、第31条の6第2項第2号及び第33条第3項に適合しているか否かを検査するものである。
	参 考 事 項	(提出方法) 水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、少量危険物等タンク検査申請書(徳島市火災予防条例施行規則様式第9号)及び関係書類を添付し、タンク検査を実施する所在地を管轄する消防署長に提出してください。 (手数料) 申請に伴い手数料が必要となりますが、検査区分及びタンク容量によって異なります。詳しくは、消防事務手数料条例をご覧ください。
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 4日(休日を除く)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)